

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施した  
ので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成22年 3月19日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

平成 2 1 年度

行政 監 査 報 告 書

石 卷 市 監 査 委 員



## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象範囲	1
5	監査の対象部課	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
第2	合併未調整事務の調整状況について	2
第3	公共物使用許可に関する事務の概要	3
1	公共物使用許可事務の合併前後の状況	3
(1)	合併前の状況及び合併協議会における調整	3
(2)	合併後の状況	3
2	公共物使用許可の事務手続	4
(1)	使用許可について	4
(2)	使用料について	4
3	公共物使用許可の状況	4
(1)	公共物使用許可件数	6
(2)	新規、変更、継続別の許可件数	7
(3)	行為別の許可件数	8
(4)	形態又は種類別の許可件数	9
(5)	使用料の全額徴収、減額徴収、免除別の許可件数	11
(6)	使用料の減額、免除申請者別の許可件数	12
(7)	許可期間別の許可件数	13
第4	監査の結果	17
1	使用料の算定に当たり取扱いを統一されたいもの	17
2	使用料を減免するに当たり取扱いを統一されたいもの	17
3	使用許可期間について、運用方針を統一されたいもの	18
4	申請書類や使用状況の確認を適切に行うべきもの	19
5	文書の管理を適切に行うべきもの	19
6	使用料の算定を適切に行うべきもの	19
第5	むすび	20

(参考資料)

- 1 石巻市公共物管理条例（平成17年石巻市条例第69号）…………… 22
- 2 石巻市公共物管理条例施行規則（平成17年石巻市規則第59号）…………… 37
- 3 公共物使用料金（使用目的別）（平成18年3月28日建設部道路課長決裁）… 41
- 4 石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）（抜粋）…………… 42

※参考資料1の石巻市公共物管理条例については、別表第1に定められている定額物件（電柱等）の単価の引き下げ、地下埋設管の管径区分の細分化及び敷地使用料の引き下げについての改正案が、平成22年石巻市議会第1回定例会に、第9号議案「石巻市公共物管理条例の一部を改正する条例」として上程されている。（平成22年3月8日現在）

※表中に用いた構成比率は、表示数値未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計数が100とならない場合がある。

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

合併に伴う事務の統一について（公共物使用許可に関する事務）

### 2 監査の趣旨

平成21年度に実施した各総合支所の定期監査において、「公共物使用許可に関する事務」を試査したところ、総合支所間で特に使用料の算定において事務取扱いに相違が見受けられ、全庁統一的に事務が執行されているか疑義が生じた。

このため、合併未調整事務の調整状況を把握するとともに、公共物使用許可に関する事務が適正かつ全庁統一的に執行されているか監査することとした。

なお、今回取り上げることとした「公共物」とは、石巻市公共物管理条例（平成17年石巻市条例第69号）第2条において次のとおり定義されているものであり、里道、水路がその代表的なものである。

道路、河川、水路、堤とう等で一般公共の用に供されているもの及びこれらと一体をなしている施設のうち道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令の管理に関し特別の定めのあるもの以外のものをいう。

### 3 監査の実施期間

平成21年12月15日から平成22年3月8日まで

### 4 監査の対象範囲

平成21年4月1日から同年11月30日までに執行した公共物使用許可に関する事務

### 5 監査の対象部課

(1) 市長部局のうち平成21年4月1日から同年11月30日までに公共物の使用許可事務を執行した全ての部署

産業部農林課、建設部道路課、河北総合支所産業建設課、雄勝総合支所産業建設課、河南総合支所産業建設課、桃生総合支所産業建設課、北上総合支所産業建設課及び牡鹿総合支所産業建設課

(2) 総務部行政改革課

### 6 監査の方法

監査対象部課に対し、関係書類及び調査票の提出を求め、それらに基づいて現地調査及び関係職員に対するヒアリングを行った。

### 7 監査の着眼点

(1) 許可に係る事務は適正に行われているか。また、全庁的に連携、整合性、公平性がとれ、不統一な事項はないか。

- (2) 使用料の決定に係る事務は適正に行われているか。また、全庁的に連携、整合性、公平性がとれ、不統一な事項はないか。
- (3) 許可条件に相違ない使用実態となっているか。
- (4) その他の関連する事務は適正に行われているか。また、全庁的に連携、整合性、公平性がとれ、不統一な事項はないか。

## 第2 合併未調整事務の調整状況について

平成17年4月1日の1市6町の合併に当たり、石巻地域合併協議会において事務事業の調整を行った結果、最終的に「新市において調整する」とした事務事業が385項目あった。「新市において調整する」項目とは、各市町の現況内容に違いがあり、合併までに検討することが難しいため、①新市誕生時はそのままの内容で行うが、その後速やかに検討するもの、②市の花、市民憲章など新市誕生後に検討を行うべきものなどである。この「新市において調整する」とした385項目の事務事業を「合併未調整事務」としている。

合併未調整事務の調整については、新市誕生後、それぞれの部署において調整作業が進められており、全庁的には総務部行政改革課がその状況を取りまとめている。直近の取りまとめは平成21年6月末日現在で、その結果は表1のとおりであり、調整済の事務が91.9%となっている。

未調整事務の一例としては、消防団組織に関すること、スポーツ施設（の使用料）に関することなどがある。

また、対象外事務とは、水道水の漏水防止に関することなどの石巻地方広域水道企業団において進行管理するものなど、合併未調整事務として整理するにはなじまない事務である。

なお、今回取り上げた公共物関係事務は、調整済の事務に分類されている。

表1 合併未調整事務調整状況（平成21年6月末日現在）

単位：(件・%)

区 分	件 数	構 成 比 率
調 整 済	354	91.9
未 調 整	18	4.7
対 象 外	13	3.4
合 計	385	100.0

### 第3 公共物使用許可に関する事務の概要

#### 1 公共物使用許可事務の合併前後の状況

##### (1) 合併前の状況及び合併協議会における調整

合併前は、旧雄勝町を除く1市5町において公共物管理条例が定められ、公共物の取扱い、使用料等について規定されていた。各条例の規定内容は、事務取扱いについてはほぼ同様であったものの、使用料については種別区分や単価において大きな相違があった。

合併に当たり、石巻地域合併協議会の建設部会・道路河川分科会において協議・調整が図られ、その結果、次のとおり調整方針が決定された。

現行のとおり、新市に引き継ぐ。公共物使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から宮城県公共用財産管理条例を準用し、3年間の激変緩和措置を講じながら4年目に統一する。

また、同協議会の総務部会・財政分科会の協議事項調整内容総括表によれば、公共物使用料の調整の具体的内容は、次のとおりとなっている。

合併時は現行のとおりとし、翌年度から宮城県公共用財産管理条例を準用し、3年間の激変緩和措置を講じながら4年目に統一する。  
減免等については合併時に宮城県公共用財産管理条例の例により統一する。

##### (2) 合併後の状況

合併協議会の調整方針決定を受け、平成17年4月1日の新市誕生と同時に石巻市公共物管理条例（平成17年石巻市条例第69号。以下「条例」という。）（参考資料1）が制定された。使用料については、宮城県公共用財産管理条例と同一の種別・単価設定としつつ、附則に経過措置が規定され、平成17年度は旧市町の区域ごとに旧市町の条例に基づく使用料、平成18年度から平成20年度までは段階的に調整し、平成21年度からは新市の使用料に完全統一が図られるということになった。

使用料の減免等については、条例第6条に「市長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定されたが、より具体的な基準を石巻市公共物管理条例施行規則（平成17年石巻市規則第59号。以下「規則」という。）（参考資料2）等で規定することは現在まで行われていない。

また、条例及び規則以外の規程等としては、平成18年3月28日建設部道路課長決裁により、「使用目的別（公共物使用料）料金表」（参考資料3）及び「道路占用・工事施行承認・公共物使用申請受付手引書」が定められ、各総合支所担当課に送付された。



## 2 公共物使用許可の事務手続

### (1) 使用許可について

公共物を使用しようとする者は、公共物使用許可申請書に關係図書（公図の写し等）を添えて、市長に提出しなければならない。

市長は、公共物の使用を許可したときは、公共物使用許可書を交付する。

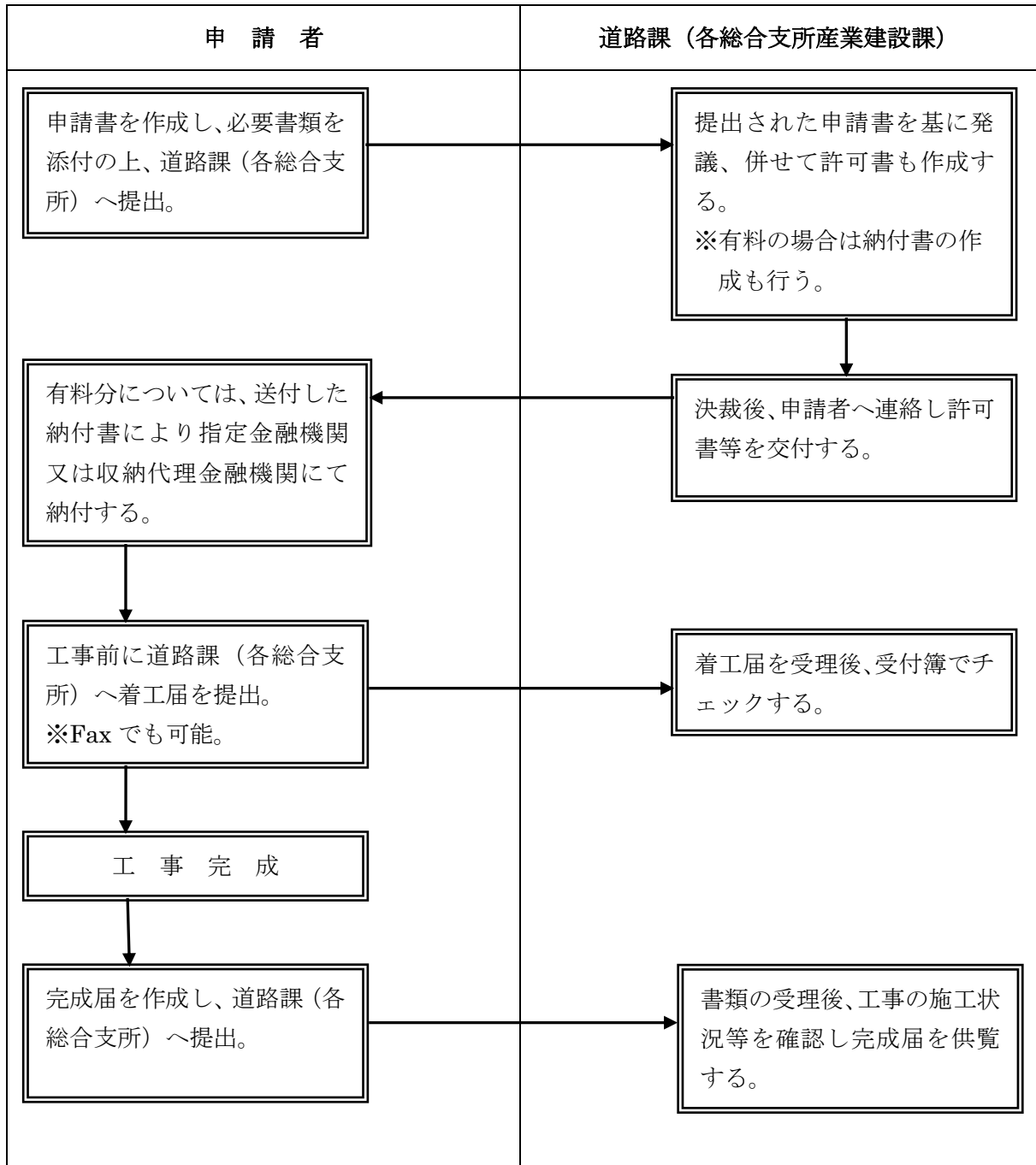
なお、公共物使用許可の決裁については、石巻市事務決裁規程（平成17年石巻市訓令第6号）第4条の規定により、建設部道路課長及び各総合支所産業建設課長が専決できる事項となっている。

### (2) 使用料について

公共物使用許可を受けた者からは、条例別表第1に定める額の使用料を徴収する。使用料は、市長の発行する納入通知書により、指定した期日までに納入しなければならない。

また、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

公共物申請フローチャート（建設部道路課作成）



※これは、公共物使用箇所において工事を施工する場合のフローチャートである。

### 3 公共物使用許可の状況

監査対象部課に対し、関係書類及び調査票の提出を求め、それらに基づいて現地調査及び関係職員からのヒアリングを行った結果、明らかとなった公共物使用許可状況は、以下のとおりである。

なお、書類が確認できなかった1件については、対象外とした。

#### (1) 公共物使用許可件数

平成21年4月1日から同年11月30日までに許可した件数は、表2のとおりである。

表2 公共物使用許可件数

単位：(件・%)

区 分	許可件数	構成比率
産業部農林課（以下表中は「農林」とする。）	4	1.6
建設部道路課（以下表中は「道路」とする。）	163	63.9
河北総合支所産業建設課（以下表中は「河北」とする。）	23	9.0
雄勝総合支所産業建設課（以下表中は「雄勝」とする。）	2	0.8
河南総合支所産業建設課（以下表中は「河南」とする。）	24	9.4
桃生総合支所産業建設課（以下表中は「桃生」とする。）	18	7.1
北上総合支所産業建設課（以下表中は「北上」とする。）	11	4.3
牡鹿総合支所産業建設課（以下表中は「牡鹿」とする。）	10	3.9
合 計	255	100.0

※1件の許可書に複数の対象が含まれる場合は1件とカウントした。

なお、表3及び表4についても同様である。

(2) 新規、変更、継続別の許可件数

新規、変更、継続別の許可件数は表3のとおりであり、その所管課別の許可件数は表4のとおりである。

表3 新規、変更、継続別の許可件数

単位：(件・%)

区 分	許可件数	構成比率
新規	79	31.0
変更	2	0.8
継続	174	68.2
合 計	255	100.0

表4 所管課別の許可件数

単位：(件)

区 分	新 規	変 更	継 続	合 計
農 林	0	0	4	4
道 路	25	0	138	163
河 北	19	2	2	23
雄 勝	2	0	0	2
河 南	17	0	7	24
桃 生	7	0	11	18
北 上	6	0	5	11
牡 鹿	3	0	7	10
合 計	79	2	174	255

(3) 行為別の許可件数

条例第4条には、許可を受けなければならない行為が定められている。行為別の許可件数は表5のとおりであり、その所管課別の許可件数は表6のとおりである。

表5 行為別の許可件数

単位：(件・%)

区分	件数	構成比率
1 公共物の敷地又は水面を使用すること。	75	26.3
2 公共物の敷地内において工作物を新築し、増改築し、又は除却すること。	35	12.3
3 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。	5	1.8
4 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。	0	0.0
5 河川及び水路の流水を占有すること。	2	0.7
6 1から5のいずれの区分に該当するか不明なもの。	168	58.9
合計	285	100.0

※1件の許可書において、複数の行為を許可しているものがあるため許可件数255件とは一致しない。  
 区分6は、継続使用許可申請のため行為記載欄がないもの及び申請書に行為が記載されていないものである。  
 なお、表6についても同様である。

表6 所管課別の許可件数

単位：(件)

区分	農林	道路	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
1 公共物の敷地又は水面を使用すること。	0	22	19	2	16	7	6	3	75
2 公共物の敷地内において工作物を新築し、増改築し、又は除却すること。	0	8	9	2	10	3	2	1	35
3 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。	0	2	3	0	0	0	0	0	5
4 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 河川及び水路の流水を占有すること。	0	0	2	0	0	0	0	0	2
6 1から5のいずれの区分に該当するか不明なもの。	4	138	1	0	4	10	4	7	168
合計	4	170	34	4	30	20	12	11	285

(4) 形態又は種類別の許可件数

条例別表第1に区分されている形態又は種類別の許可件数については、表7のとおりであり、その所管課別の許可件数は表8のとおりである。

表7 形態又は種類別の許可件数

単位：(件・%)

区分	形態又は種類		件数	構成比率	
使用	柱類	第1種電柱	1	0.4	
		第2種電柱	10	4.3	
		第3種電柱	0	0.0	
		第1種電話柱	8	3.4	
		第2種電話柱	0	0.0	
		第3種電話柱	0	0.0	
		その他の柱類	13	5.6	
	共架電線その他上空に設ける線類		10	4.3	
	地下電線その他地下に設ける線類		0	0.0	
	広告塔		7	3.0	
	管類	外径が0.1メートル未満のもの		7	3.0
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		3	1.3
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		5	2.2
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		4	1.7
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		2	0.9
		外径が1メートル以上のもの		1	0.4
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		19	8.2	
	農地		0	0.0	
	採草放牧地		0	0.0	
	その他	工作物を設置する場合		124	53.4
		工作物を設置しない場合		18	7.8
	小計			232	100.0
	収益	土砂		0	0.0
砂		0	0.0		
切込砂利		0	0.0		
砂利(径8センチメートル未満のもの)		0	0.0		
栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)		0	0.0		
玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)		0	0.0		
軽石(径60センチメートル以上のもの)		0	0.0		
小計			0	0.0	
合計			232	100.0	

※1件の許可書において、複数の形態又は種類を許可しているものはそれぞれカウントした。また、使用料を免除している場合は、使用区分を判断していないものが含まれているため除いた。従って、許可件数255件とは一致しない。

なお、表8、表13及び表14についても同様である。

表8 所管課別の許可件数

単位：(件)

区 分		農林	道路	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
使 用	柱 類	0	6	5	0	10	5	4	2	32
	共 架 電 線 等	0	2	2	0	3	2	1	0	10
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	4	0	0	3	0	0	0	7
	管 類	0	13	2	0	5	0	0	2	22
	駐 車 場 等	1	18	0	0	0	0	0	0	19
	農 地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 (工作物あり)	4	95	5	0	4	13	2	1	124
	そ の 他 (工作物なし)	0	14	0	0	1	0	2	1	18
小 計	5	152	14	0	26	20	9	6	232	
収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	5	152	14	0	26	20	9	6	232	

(5) 使用料の全額徴収、減額徴収、免除別の許可件数

使用料の全額徴収、減額徴収、免除別の許可件数については、表9のとおりであり、その所管課別の許可件数は表10のとおりである。

表9 使用料の全額徴収、減額徴収、免除別の許可件数

単位：(件・%)

区 分	許可件数	構成比率
全額徴収	159	62.4
減額徴収	39	15.3
免 除	57	22.4
合 計	255	100.0

※1件の許可書に使用料を全額徴収する対象と免除する対象が含まれる場合は、全額徴収する許可1件とし、全額徴収する対象と減額徴収する対象が含まれる場合は減額徴収する許可1件とした。また、減額徴収は、使用料を徴している許可のうち関係書類から減額していると判断できるものでカウントした。

なお、表10から表12及び表15についても同様である。

表10 所 管 課 別 の 許 可 件 数

単位：(件)

区 分	農林	道路	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
全 額 徴 収	2	107	9	0	13	16	6	6	159
減 額 徴 収	1	38	0	0	0	0	0	0	39
免 除	1	18	14	2	11	2	5	4	57
合 計	4	163	23	2	24	18	11	10	255



(6) 使用料の減額、免除申請者別の許可件数

使用料の減額、免除申請者別の許可件数については、表 1 1 のとおりであり、その所管課別の許可件数は表 1 2 のとおりである。

表 1 1 使用料の減額、免除申請者別の許可件数

単位：(件・%)

区 分	減 額		免 除		合 計
	件数	構成比率	件数	構成比率	
公共団体、公共的団体	4	10.3	32	56.1	36
民間事業者	6	15.4	15	26.3	21
個人	29	74.4	10	17.5	39
合 計	39	100.0	57	100.0	96

表 1 2 所 管 課 別 の 許 可 件 数

単位：(件)

区 分		公 共 的 団 体	民 間 事 業 者	個 人	合 計
		公 共 的 団 体	個	人	
農 林	減 額	1	0	0	1
	免 除	1	0	0	1
	小 計	2	0	0	2
道 路	減 額	3	6	29	38
	免 除	12	3	3	18
	小 計	15	9	32	56
河 北	減 額	0	0	0	0
	免 除	7	5	2	14
	小 計	7	5	2	14
雄 勝	減 額	0	0	0	0
	免 除	1	0	1	2
	小 計	1	0	1	2
河 南	減 額	0	0	0	0
	免 除	6	5	0	11
	小 計	6	5	0	11
桃 生	減 額	0	0	0	0
	免 除	2	0	0	2
	小 計	2	0	0	2
北 上	減 額	0	0	0	0
	免 除	2	2	1	5
	小 計	2	2	1	5
牡 鹿	減 額	0	0	0	0
	免 除	1	0	3	4
	小 計	1	0	3	4
合 計	減 額	4	6	29	39
	免 除	32	15	10	57
	計	36	21	39	96

## (7) 許可期間別の許可件数

形態又は種類別、許可期間別の許可件数については、表13のとおりであり、その所管課別の許可件数は表14のとおりである。また、使用料徴収区分別、許可期間別の許可件数は表15のとおりである。

表13 形態又は種類別、許可期間別の許可件数

単位：(件)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	合 計
使 用	柱 類	31	0	0	1	32
	共 架 電 線 等	10	0	0	0	10
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	5	0	0	2	7
	管 類	22	0	0	0	22
	駐 車 場 等	19	0	0	0	19
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 (工作物あり)	121	1	1	1	124
	そ の 他 (工作物なし)	15	1	1	1	18
	小 計	223	2	2	5	232
収 益	0	0	0	0	0	
合 計	223	2	1	6	232	

表14 所 管 課 別 の 許 可 件 数

区 分		1 年 以 内	1 年 超 3 年 以 内	3 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	合 計
農 林	柱 類	0	0	0	0	0
	共 架 電 線 等	0	0	0	0	0
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	0	0	0	0	0
	駐 車 場 等	1	0	0	0	1
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	4	0	0	0	4
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	0	0	0	0
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	5	0	0	0	5	
道 路	柱 類	6	0	0	0	6
	共 架 電 線 等	2	0	0	0	2
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	4	0	0	0	4
	管 類	13	0	0	0	13
	駐 車 場 等	18	0	0	0	18
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	95	0	0	0	95
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	14	0	0	0	14
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	152	0	0	0	152	
河 北	柱 類	5	0	0	0	5
	共 架 電 線 等	2	0	0	0	2
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	2	0	0	0	2
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	5	0	0	0	5
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	0	0	0	0
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	14	0	0	0	14	
雄 勝	柱 類	0	0	0	0	0
	共 架 電 線 等	0	0	0	0	0
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	0	0	0	0	0
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	0	0	0	0
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0	

単位：(件)

区 分	1 年 以 内	1 年 超 3 年 以 内	3 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	合 計	
河 南	柱 類	9	0	0	1	10
	共 架 電 線 等	3	0	0	0	3
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	1	0	0	2	3
	管 類	5	0	0	0	5
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	3	0	0	1	4
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	0	0	1	1
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	21	0	0	5	26	
桃 生	柱 類	5	0	0	0	5
	共 架 電 線 等	2	0	0	0	2
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	0	0	0	0	0
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	13	0	0	0	13
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	0	0	0	0
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	20	0	0	0	20	
北 上	柱 類	4	0	0	0	4
	共 架 電 線 等	1	0	0	0	1
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	0	0	0	0	0
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	1	0	1	0	2
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	1	0	1	0	2
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	7	0	2	0	9	
牡 鹿	柱 類	2	0	0	0	2
	共 架 電 線 等	0	0	0	0	0
	地 下 電 線 等	0	0	0	0	0
	広 告 塔	0	0	0	0	0
	管 類	2	0	0	0	2
	駐 車 場 等	0	0	0	0	0
	農 地	0	0	0	0	0
	採 草 放 牧 地	0	0	0	0	0
	そ の 他 ( 工 作 物 有 り )	0	1	0	0	1
	そ の 他 ( 工 作 物 な し )	0	1	0	0	1
	収 益	0	0	0	0	0
小 計	4	2	0	0	6	
合 計	223	2	2	5	232	

表15 使用料徴収区分別、許可期間別の許可件数

単位：(件)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	合計
農林	全額徴収	2	0	0	0	2
	減額徴収	1	0	0	0	1
	免除	1	0	0	0	1
	小計	4	0	0	0	4
道路	全額徴収	107	0	0	0	107
	減額徴収	38	0	0	0	38
	免除	7	0	3	8	18
	小計	152	0	3	8	163
河北	全額徴収	9	0	0	0	9
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	6	0	5	3	14
	小計	15	0	5	3	23
雄勝	全額徴収	0	0	0	0	0
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	0	0	1	1	2
	小計	0	0	1	1	2
河南	全額徴収	8	0	0	5	13
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	2	0	2	7	11
	小計	10	0	2	12	24
桃生	全額徴収	16	0	0	0	16
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	1	0	0	1	2
	小計	17	0	0	1	18
北上	全額徴収	4	0	2	0	6
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	2	0	3	0	5
	小計	6	0	5	0	11
牡鹿	全額徴収	4	2	0	0	6
	減額徴収	0	0	0	0	0
	免除	0	4	0	0	4
	小計	4	6	0	0	10
合計	全額徴収	150	2	2	5	159
	減額徴収	39	0	0	0	39
	免除	19	4	14	20	57
	計	208	6	16	25	255

#### 第4 監査の結果

##### 1 使用料の算定に当たり取扱いを統一されたいもの

条例第5条には、使用料の徴収については、「別表第1に定める額の使用料を徴収する。」と定められている。また、条例別表第1に定められている形態又は種類を使用目的別にまとめた「使用目的別料金表」を平成18年3月28日建設部道路課長決裁により定め、産業部農林課を除く各総合支所担当課へ送付された。この使用目的別料金表には、23種類の使用目的が条例別表第1のどの使用区分に該当するかが定められている。しかし、引継ぎの不備により、現在の担当者が使用目的別料金表の存在を把握していない部署が見受けられた。

また、使用料の算定方法を監査したところ、次のとおり不統一な事例が認められた。

- ・1件の申請において複数の使用形態がある際の使用料の算定には具体的な基準がなく、各課の判断において不統一な事務処理が行われていた。
- ・同様の使用形態であるにもかかわらず、解釈の相違から、違う単価を適用しているものがあった。

使用料の算定については、統一的な解釈で運用されるべきであり、主務課である道路課主導の下に現状を再度確認し、改善を図る必要がある。

特に、「駐車場、休憩所、遊技場、露店、商品置場又は材料置場」の使用区分については、他の区分が「年」単位であるのに対し、当該区分だけが「月」単位であるため、この区分に該当するケースをより明確にし、担当者が使用区分の判断に迷うことがないようにされたい。

##### 2 使用料を減免するに当たり取扱いを統一されたいもの

条例第6条には、使用料の減免について「市長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定されている。

合併協議会における調整では、「減免については合併時に宮城県公共用財産管理条例の例により統一する」とあったが、合併後、同条例に倣って具体的な基準を規則等で規定することもなければ、運用上、同条例の減免基準を判断基準として用いるよう周知徹底することもなかった。

そのため、表16のとおり、各課において減免判断の参考基準として用いていたものに違いがあるため、一部の課で全額徴収の対象となった申請が、同じ内容での申請にもかかわらず他課では減免の対象となっているものなどが見受けられ、その取扱いに不統一が認められた。

表16 各課における減免判断の参考基準

区分	減免判断の参考基準
農林	①宮城県公共用財産管理条例 ②これまでの通例
道路	①宮城県公共用財産管理条例 ②石巻市道路占用料条例施行規則 ③これまでの通例
河北	①宮城県公共用財産管理条例 ②石巻市道路占用料条例施行規則 ③旧河北町公共物管理条例第六条に基づく占用料金の全部または一部を減免する基準 ④これまでの通例
雄勝	①道路法 ②石巻市道路占用料条例
河南	①道路法 ②石巻市道路占用料条例施行規則 ③これまでの通例
桃生	①（旧）石巻市公共物管理条例の運用について
北上	①宮城県公共用財産管理条例 ②石巻市道路占用料条例施行規則 ③これまでの通例
牡鹿	①宮城県河川管理規則 ②宮城県流水占用料等条例 ③石巻市道路占用料条例施行規則

そもそも使用料の減免とは例外的な取扱いであり、石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）第5条第2項（参考資料4）に規定されているように、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない、減免制度の趣旨を踏まえた適正な運用を行うために具体的な基準を条例、規則等で規定し、統一的に運用されたい。

### 3 使用許可期間について、運用方針を統一されたいもの

使用許可期間については、具体的な基準が規則等で明確にはなっておらず、各課の判断で許可しているのが現状である。

そのため、同様の使用形態について最短で1年、最長で10年の使用許可期間があり不統一となっている。

また、建築物や埋設物など期間を1年とすることがなじまないと思われる使用形態があること、事務処理自体が年度開始前に集中していることなどからも、許可年数を複数年とすることができる場合の一定の基準を定め、統一的に運用されたい。

#### 4 申請書類や使用状況の確認を適切に行うべきもの

使用料の算定根拠となる使用区分を判断する際、申請書には土砂運搬進入路として記載されていたため、「その他（工作物を設置しない場合）」の区分としたが、添付書類を確認すると仮設橋が設置されており「その他（工作物を設置した場合）」の区分とすべきものがあった。

また、継続使用許可の場合に申請内容を十分に確認しないまま許可しているものが見受けられた。その結果、継続使用許可申請書に「事業用敷地」と記載されたものを、前回許可書と同様に「その他（工作物を設置しない場合）」の区分として使用料を算出したが、実際には建築物があり「その他（工作物を設置する場合）」の区分として使用料を算出すべきものがあったことが確認された。

これらは、いずれも申請書を審査する際、添付書類との突合や現地確認などをしていれば防げたものである。しかし、申請時期が集中する場合や、限られた人員の中ですべて現地確認を行うことは困難であることから、最低限確認する事項について検討し、適正な許可事務を行うよう努められたい。

#### 5 文書の管理を適切に行うべきもの

継続使用許可申請の場合、申請者に添付書類を求めているものが見受けられた。また、申請者には求めず担当課の側で写しを添付していたものが見受けられた。

使用形態に変更がなく、担当課の側で確認できる場合は申請者の負担軽減にもなり合理的であると考えられる。

しかし、一部の課において関係書類が保存されていないものがあったため、現在継続使用許可している内容について容易に把握できない状況が見受けられた。

事務効率化の観点からも、どのような場合に添付書類を省略できるか検討し、また、継続している限り初回申請時の書類を保存する、毎継続時に担当課で申請内容の分かる書類を添付しておく、情報をパソコンにデータベース化し、継続使用許可時等における能率的な事務処理が可能となるシステムの構築について検討されたい。

#### 6 使用料の算定を適切に行うべきもの

使用料の算定誤りについては、前述した以外にも算出根拠となる使用区分を誤ったもの、期間計算を誤ったものなどが見受けられた。

これらの算定誤りを防止し、事前に誤りを発見できるような対策を構築すべきであり、特に使用料の計算には、計算過程における端数処理、日割り計算の計算方法など担当者によって解釈が分かれる事項もあるため、不統一な事務処理とならないよう対策を講じられたい。

なお、監査過程において発見した使用料の算定誤りについては、各課から自主的に措置を講ずる旨回答があったため、個々の案件については説明を省略するが、各課においてははしかるべき措置を速やかに講じられたい。



## 第5 むすび

今回監査対象とした公共物使用許可事務については、各課の取扱いに不統一な部分が多々見受けられた結果となっており、運用に際し具体的なマニュアル等を作成する必要性を感じた。

特に、使用料の算定については、具体的な基準がないために解釈により判断が分かれ、その結果、同様な使用形態であっても使用料に相違が生じていたものが見受けられた。

公共物使用許可事務については、限られた人員の中、他の事務と併せて事務処理を行っている現状であり、マニュアル等の作成に際しては、各担当者が感じている問題点や事務負担増となっている要因を検証し、事務処理の軽減が図れるものについては積極的に取り組む必要がある。また、今回監査対象となった許可の中には払下げを推進するほうが望ましいケースも見受けられており、従来の事務をただ漫然と踏襲するのではなく、どのような事務処理が申請者や本市にとって望ましいのか再検討することも重要であると思料される。

最後に、合併未調整事務について、公共物使用許可事務のように調整済の事務に分類され制度が統一されたとしたものであっても、運用が統一されなければ真に統一されたとはいえない。合併して5年が経過しようとしている現状において、今回監査した以外の事務についても、真に統一された運用となっているか改めて検証するほか、統一した運用の結果が逆に不合理を生じさせてはいないか再考することもまた必要であろう。

公共物使用料についても、実際問題として市域が拡大し、都市や集落の形態により同じ市内でありながら不動産評価額が大きく異なっていることから、例えば市域を市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外等に分類し、実態に応じて異なった使用料とすることも一つの方法と思われる。

今後も、普段から行政事務の見直しを実態に即してきめ細かく行い、市民への行政サービスの向上が図られるよう望むものである。

# 参 考 资 料

(参考資料1)

○石巻市公共物管理条例

平成17年4月1日

条例第69号

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、公共物の利用の適正を図るためその管理に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共物」とは、道路、河川、水路、堤とう等で一般公共の用に供されているもの及びこれらと一体をなしている施設のうち道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法令の管理に関し特別の定めのあるもの以外のものをいう。

(行為の禁止)

第3条 公共物に関しては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共物を損傷すること。
- (2) 公共物に土石、砂れき、竹木等をたい積すること。
- (3) 公共物に汚物、毒物その他これらに類するものを投棄すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 公共物の敷地又は水面を使用すること。
- (2) 公共物の敷地内において工作物を新築し、増改築し、又は除却すること。
- (3) 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。
- (4) 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。
- (5) 河川及び水路の流水を占有すること。

2 市長は、前項の許可をする場合には、条件を付することができる。

(使用料の徴収)

第5条 市長は、前条の許可を受けた者から別表第1に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、前条の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が2会計年度以上にわたる場合で市長が特に必要と認めるときは、初年度分は許可の際に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第7条 第4条の許可を受けた者は、許可の期間が満了したとき又は許可を受けた事由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに公共物を原状に回復しなければならない。

2 市長は、特別の事情がある場合において公共物を原状に回復することが適当でないと認めるときは、その措置について必要な指示をすることができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築、移転若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(3) 工事その他の行為又は工作物が公共物の管理上著しい支障を生ずることとなったとき。

(4) 公共物に関する工事のためやむを得ない必要があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

2 前項の処分により損害を受けることがあっても市長は、その賠償の責めを負わない。

(許可に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他の第4条の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた許可に基づく地位を承継する。

2 第4条の許可を受けた者からその許可に係る工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この項において「許可に係る工作物等」という。)を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項の許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(国等の特例)

第11条 国及び地方公共団体等が行う事業のための第4条第1項各号に掲げる行為については、同条の規定にかかわらず、これらの事業を行う者があらかじめ市長と協議しなければ

ならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(協議による境界の決定)

第12条 市長は、公共物の境界が明らかでないため公共物の管理に支障があるときは、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の協議が整った場合には、市長及び隣接地の所有者は、書面により確定された境界を明らかにしなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例を施行するため必要がある場合においては、その指定する職員に許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第8条の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 前条の規定に違反して検査を拒み、又は妨げた者

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市公共物管理条例(昭和49年石巻市条例第4号)、河北町公共物管理条例(昭和47年河北町条例第3号)、河南町公共物管理条例(昭和48年河南町条例第27号)、桃生町公共物管理条例(平成4年桃生町条例第1号)、北上町公共物管理条例(平成2年北上町条例第4号)及び牡鹿町公共物管理条例(平成3年牡鹿町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により使用の許可を受けているものの使用料については、なお合併前の条例の例による。

3 第5条の規定にかかわらず、平成17年度から平成20年度までの使用料の額については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成17年度 別表第2に定める額
- (2) 平成18年度から平成20年度まで 行為の許可ごとに別表第1により算定した額が別表第2により算定した額を超えない場合にあつては、別表第1により算定した額。ただし、行為の許可ごとに別表第1により算定した額が別表第2により算定した額を超える場合にあつては、別表第1により算定した額から別表第2により算定した額を控除して得た額に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に定める調整率を乗じて得た額に別表第2により算定した額を加えて得た額

年度の区分	調整率
平成18年度	0.25
平成19年度	0.5
平成20年度	0.75

別表第1(第5条関係)

区分	形態又は種類	単位	使用料	
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	770
		第2種電柱	同	1,200
		第3種電柱	同	1,600
		第1種電話柱	同	690
		第2種電話柱	同	1,100
		第3種電話柱	同	1,500
		その他の柱類	同	53
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
		地下電線その他地下に設ける線類	同	4
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同	53
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	71
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	同	140
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	同	360
		外径が1メートル以上のもの	同	710
		駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1平方メートルにつき1月	110
		農地	1平方メートルにつき1年	5
		採草放牧地	同	5
	その他	工作物を設置する場合	同	170
		工作物を設置しない場合	同	100
収益	土砂	採取量1立方メートルにつき	90	

	砂	同	130
	切込砂利	同	150
	砂利(径8センチメートル未満のもの)	同	170
	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	同	190
	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	同	230
	軽石(径60センチメートル以上のもの)	同	370

備考

- 1 単位を、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示面積の部分を用いるものとする。
- 6 使用期間が1箇月に満たない場合の使用料は、それぞれの区分により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 7 納付すべき使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 8 使用料の金額が100円にも満たないときは、これを100円とする。
- 9 本表に記載のないものは、本表類似の種目により市長がその都度定める。

別表第2(附則第3項関係)

1 旧石巻市の区域に係る公共物使用料

使用区分	種別	単位	使用料	
			1級地	2級地
地表使用	電力柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年	1,000	600
	電話柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年	390	230
	その他の柱類	1本につき1年	1,800	1,000
	鉄塔	使用面積1平方メートルにつき1年	750	450
	通路及び通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年	420	250
	工場及び事業所の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	750	450
	建築用の板囲、足場及び材料置場等	使用面積1平方メートルにつき1月	500	300
地下使用	埋設工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	420	250

	管線類	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	52	31
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	60
		外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	260	150
		外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	500	300
架空使用	管線類		長さ1メートルにつき1年	76	45
	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	390	230
広告使用	広告板類	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	500	300
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,700	2,200
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	3,700	2,200

備考

- 1 単位を、円とする。
- 2 1級地とは都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定により定められた市街化区域をいい、2級地とは1級地以外の区域をいう。
- 3 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、それぞれの区分により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 5 納付すべき使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 使用料の金額が100円に満たないときは、これを100円とする。
- 7 電気事業者が、認定電気事業者の電話柱又はその他の者の柱に電線を添架する場合の使用料は、それぞれの区分により算出した額に0.7を乗じて得た額とする。
- 8 認定電気事業者が、電気事業者の電力柱又はその他の者の柱に電線を添架場合の使用料は、それぞれの区分により算出した額に0.7を乗じて得た額とする。
- 9 本表に記載のないものは、本表類似の種目により市長がその都度定める。

2 旧河北町の区域に係る公共物使用料

区分	形態又は種類		単位	使用料
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	770
		第2種電柱	同	1,200
		第3種電柱	同	1,600
		第1種電話柱	同	690
		第2種電話柱	同	1,100
		第3種電話柱	同	1,500
		その他の柱類	同	53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		同	4
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	520



地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	360
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,100
郵便差出箱		1個につき1年	450
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	1,100
埋設工作物	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同	53
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	71
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	同	140
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	同	360
	外径が1メートル以上のもの	同	710
軌道敷地		使用面積1平方メートルにつき1年	1,100
地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額
	階数が2のもの	同	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路		同	710
下地	通路	同	360
	その他のもの	同	1,100
祭礼縁日等	一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	110
看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
標識		1本につき1年	850
旗ざお	祭礼縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
幕	祭礼縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
	その他のもの	同	540
工事中施設、工事中材料		使用面積1平方メートルにつき1月	110
工場、事業敷地		1平方メートルにつき1年	150
通路、通路橋		1平方メートルにつき1年	75
宅地		1平方メートルにつき1年	150
物置		1平方メートルにつき1年	150

	水田	1平方メートルにつき1年	10
	畑	1平方メートルにつき1年	6
採取	土砂	1立方メートルにつき	50
	砂利	同	130
	切込砂利	同	100
	砂	同	70
	栗石(径15センチメートル未満のもの)	同	140
	玉石(径60センチメートル未満のもの)	同	150
	転石(径60センチメートル未満のもの)	1個につき	180
	芝	1立方メートルにつき	60
	かや類	1.5メートル縄×1束につき	110
	笹柴類	同	時価により 評価する
	樹木	同	同
	竹	1荷につき	同

備考

- 1 単位を、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す物とする。
- 6 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さには1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 納付すべき使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 使用料の金額が100円に満たないときは、これを100円とする。

10 平成9年度に現存する使用物件(当該許可に係る期間が更新されたものを含む。以下「既存使用物件」という。)に係る1年当たりの使用料の額は別表第2の河北町の区域に係る公共物使用料の額に関わらず次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

ただし、その額が別表第2の河北町の区域に係る公共物使用料の額を超える場合は、別表第2の河北町の区域に係る公共物使用料の額とする。

(1)平成9年度 合併前の河北町公共物管理条例第5条の規定を適用して算定した当該既存使用物件に係る1年当たりの使用料の額に1.1を乗じて得た額

(2)平成10年度以降 当該使用物件に係る前年度の1年当たりの使用料の額に1.1を乗じて得た額

11 本表に記載のないものは、本表類似の種目により市長がその都度定める。

### 3 旧河南町の区域に係る公共物占有料

#### (1) 公共物を使用し、又は占有する場合

種別		単位	金額	
柱類の設置	電柱・支柱及び支線		1本につき1年	630円
	電話柱(電柱であるものを除く。)・支柱及び支線			230円
	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)			200円
	その他の柱類			1,075円
	変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	610円
	郵便差出箱			240円
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	2,125円
	送電塔		占有面積1平方メートルにつき1年	470円
	その他のもの		長さ1メートルにつき1年	47円
		占有面積1平方メートルにつき1年	610円	
管類の設置	水道管	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	47円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		94円
	下水道管	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		230円
		外径が1メートル以上のもの		470円
	その他のもの	外径が0.2メートル未満のもの		61円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		300円
		外径が1メートル以上のもの		610円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年	470円	
歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年	610円	
地下室、通路その他これらに類する施設	上空又は地下に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	1,075円
	その他のもの			610円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	22円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	213円
広告物類の設置	看板(アーチである)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	213円

	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,125円
	標識		1本につき1年	490円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	22円
		その他のもの	1本につき1月	213円
	幕	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	213円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,125円
		その他のもの		1,075円
工施用施設・工施用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	213円
仮設建築物			占有面積1平方メートルにつき1月	61円

(2) 産出物を採取する場合

種別	単位	金額	備考
土石	1立方メートルにつき	40円	
切込砂利	〃	50円	
砂	〃	40円	
栗石	〃	60円	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの
玉石	1個につき	5円	径20センチメートル以上35センチメートル未満のもの
転石	〃	15円	
芝	1平方メートルにつき	30円	
かや類			時価により評価する。
笹柴類			〃
樹木			時価により評価する。
竹	1荷につき		〃

4 旧桃生町の区域に係る公共物占有料

区分	形態又は種類	単位	金額
占有	第1種電柱	1本につき1年	770円
	第2種電柱		1,200円
	第3種電柱		1,600円
	第1種電話柱		690円
	第2種電話柱		1,100円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		53円
	架空電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年

	地下電線その他地下に設ける線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1箇所につき1年	1,100円
	郵便差出箱		450円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
管類の設置	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		710円
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	11円
看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
	標識	1本につき1年	850円
旗竿	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円
	その他のもの	1本につき1月	110円
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110円
	アーチ	1基につき1月	540円
	駐車場、休憩所、露店、商品置場、又は材料置場	占有面積1平方メートルにつき1年	110円
	宅地	1平方メートルにつき1年	150円
	農地		10円
	採草放牧地		5円
収益	土砂	採取量1立方メートルにつき	90円
	砂		130円
	砂利(径8センチメートル未満のもの)		170円
	栗石(径8センチメートル以上径15センチメートル未満のもの)		190円
	玉石(径15センチメートル以上のもの)		230円

備考

- 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電

線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 採取量1立方メートル未満であるとき、又は採取量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額が100円未満であるときは、その額を100円とし、占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

## 5 旧北上町の区域に係る公共物占用料

### (1) 公共物を使用する場合

(単位・円)

種別	使用料		備考
	単位	金額	
第1種電柱	1本につき1年	770	
第2種電柱		1,200	
第3種電柱		1,600	
第1種電話柱		690	
第2種電話柱		1,100	
第3種電話柱		1,500	
その他の柱類		53	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7
地下電線その他地下に設ける線類	4		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	360	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	
郵便差出箱		450	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100	
外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36	

外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			53	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			71	
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			140	
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			360	
外径が1メートル以上のもの			710	
軌道敷地		使用面積1平方メートルにつき1年	1,100	
地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	
	階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
上空に設ける通路			710	
地下	通路		360	
	その他のもの		1,100	
祭礼	一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	11	
縁日等	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	110	
看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	
標識		1本につき1年	850	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	
	その他のもの	1本につき1月	110	
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	
	その他のもの		540	
工施用施設・工施用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	110	
工場・事業敷地		1平方メートル1年につき	150	
通路・通路橋		1平方メートル1年につき	75	
宅地		1平方メートル1年につき	150	
物置		1平方メートル1年につき	150	
水田		1平方メートル1年につき	10	
畑		1平方メートル1年につき	6	

## (2) 産出物を採取する場合

(単位・円)

種別	使用料		備考
	単位	金額	
土砂	1立方メートルにつき	50	
砂利	〃	130	
切込砂利	〃	100	
砂	〃	70	
栗石	径15センチメートル未満のもの	140	
玉石	径60センチメートル未満のもの	150	
転石	60センチメートル未満のもの1個につき	180	
芝	1立方メートルにつき	60	
かや類	1.5メートル縄 $\times$ 1束につき	110	
笹柴類			時価により評価する
樹木			〃
竹	一荷につき		〃

## 備考

- 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるときは、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。



6 旧牡鹿町の区域に係る公共物占用料

種別		使用料		
		単位	金額(円)	
1	柱類の設置	電柱・支線及び支柱	1本につき1年	630
		電話柱(電柱であるものを除く。)		230
		街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		200
		その他の柱類		1,075
2	管類の設置	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	61
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		300
		外径が1メートル以上のもの		610
3	駐車場・休憩場・遊技場・露店・商品置場及び材料置場	使用面積1平方メートルにつき1月	213	
4	農地	使用面積1平方メートルにつき1年	47	
5	採草放牧地	同	31	
6	土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	50
		砂		70
		切込み砂利		100
		砂利(径8センチメートル未満のもの)		130
		栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)		140
		玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)		150
		転石(径60センチメートル以上のもの)		180
7	その他の土地の使用	工作物を設置する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	90
		工作物を設置しない場合		50

備考

- 1 電柱及び電話柱並びにその支線及び支柱については電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条の規定に基づき、1本につき1年180円とする。
- 2 使用料が月額で定められているものについて使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(参考資料2)

○石巻市公共物管理条例施行規則

平成17年4月1日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、石巻市公共物管理条例(平成17年石巻市条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請手続)

第2条 条例第4条第1項各号に規定する行為(以下「公共物の使用」という。)の許可を受けようとする者は、公共物使用許可申請書(様式第1号)に関係図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき公共物の使用を許可したときは、公共物使用許可書(様式第2号)を交付する。

(住所等変更の届出)

第3条 条例第4条の規定による許可を受けた者が住所を移転し、又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく住所等変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の算定)

第4条 条例第5条に規定する使用料の算定は、次に掲げる方法による。

(1) 使用料が月額で定められているものについて使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは日割計算とし、使用料が年額で定められているものについて使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月まで月割計算とする。

(2) 使用料算定の基礎となる面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはこれを1平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる体積が1立方メートル未満であるとき、又はその体積に1立方メートル未満の端数があるときはこれを1立方メートルとして計算する。

(3) 面積及び体積の計算については、単位以下小数第3位で切り捨てる。

(使用料の納入方法)

第5条 条例第5条に規定する使用料は、市長の発行する納入通知書により、指定した期日までに納入しなければならない。

(使用料減免申請手続)

第6条 条例第6条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(継続使用許可申請手続)

第7条 条例第4条第1項第1号及び第5号に係る許可を受けた者が、許可期間満了後、引き続き当該許可に係る使用を継続しようとするときは、許可期間満了の日の30日前までに継続

使用許可申請書(様式第5号)に関係図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用終了の届出)

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、当該公共物の使用終了の日から15日以内に使用終了届(様式第6号)によりしなければならない。

2 市長は、前項の届書を受理したときは、速やかに職員に検査をさせるものとする。

(地位承継の届出)

第9条 条例第9条第3項の規定による届出は、地位承継届(様式第7号)による。

2 前項の届出には、戸籍抄本(法人にあっては登記簿抄本)及び住民票の写しを添えなければならない。

(権利譲渡承認申請手続)

第10条 条例第10条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者は、権利譲渡承認申請書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(土地境界確定の書面)

第11条 条例第12条第2項に規定する書面は、土地境界確定協議書(様式第9号)による。

(土地境界確定申請手続)

第12条 公共物とこれに隣接する土地との境界を明らかにするために、当該土地境界の確定を求めようとする者(以下「申請者」という。)は、土地境界確定申請書(様式第10号)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図等の写し

(3) 現況実測平面図

(4) 境界の確定を求めようとする土地の登記簿謄本

(5) 隣接土地所有者一覧表(様式第11号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 申請者は、本人又は地位承継者とする。

(立会期日等の通知)

第13条 市長は、前条に規定する土地境界確定申請書の提出があったときは、申請者に対し、立会期日、立会場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けた場合において、申請に係る土地又は公共物以外の土地(以下「他の隣接地」という。)の所有者の立会いを必要とするときは、その所有者に対し、立会期日、立会場所その他必要な事項を通知し、境界を確定するための協議を求めるものとする。

(立会い及び復命)

第14条 市長が指定する者(以下「立会員」という。)は、あらかじめ策定した境界案に基づき、関係する土地所有者と境界立会いをするものとする。

2 市長は、境界立会いが終了した場合は、立会員に境界立会復命書(様式第12号)を作成させるものとする。

(現況実測平面図等の提出)

第15条 市長は、境界立会いが終了したときは、申請者に現況実測平面図の提出を求めるものとする。

2 申請者は、前項の通知があった日から3月以内に、市長に現況実測平面図を提出するものとする。

3 前項に規定する現況実測平面図の提出が指定期日までになされなかった場合は、境界確定をしないものとする。

4 現況実測平面図には、確定を求める境界線を朱記し、次に掲げる事項を記載し、併せて申請者及び他の隣接地の所有者が記名押印をするものとする。

(1) 境界確定を求める公共物、申請地及び他の隣接地の所在

(2) 申請地及び他の隣接地の所有者の住所及び氏名又は名称

(3) 同意年月日

(4) 境界標の位置

(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(境界確定図の作成等)

第16条 市長は、境界確定の協議をしようとするときは、前条の規定により提出された現況実測平面図に認証文を記載し、記名押印をして境界確定図を作成するものとする。

2 市長は、境界確定図を公共物との境界確定について(通知)(様式第13号)により、申請者に送付するものとする。

3 第1項の認証文は、「本図土地境界に異議ありません」とする。

4 第1項の規定により確定した境界には、原則として、境界標を設置するものとする。

(協議不調の場合の処理)

第17条 市長は、境界確定の協議が整わない場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(台帳と記録の保管)

第18条 市長は、境界確定処理台帳(様式第14号)を備え、境界確定の処理経過を記録して保管するものとする。

(境界確定の証明)

第19条 既に確定協議が成立している土地の境界について、境界確定の証明を求めようとする公共物の隣接地の所有者等(以下「証明申請者」という。)は、境界確定証明書交付申請書(様式第15号)に第12条第1項第1号から第4号まで掲げる図書を添付して、これを市長に提出するものとする。この場合において、現況実測平面図には、既に確定している公共物との境界を朱記するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第11条に規定する土地境界確定協議書又は前条に規定する境界確定処理台帳に基づいて当該境界を確認し、公共物境界確定証明書(様式第16号)に現況実測平面図を添付して、これを証明申請者に交付するものとする。

(公共物管理者である旨の冠記)

第20条 市長は、境界確定事務に関する書面に市長の氏名を記載する場合は、「公共物管理者」と冠記するものとする。

(現況実測平面図の調製者等)

第21条 この規則に規定する現況実測平面図は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく土地家屋調査士又は測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士若しくは測量士補が測量調製したものでなければならない。

2 現況実測平面図には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 土地の所在
- (2) 測量方法及び使用器具
- (3) 測量年月日
- (4) 測量者及び製図者の資格、氏名印

(身分証明書)

第22条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第17号)による。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

※下記様式については記載を省略した。

- 様式第1号(第2条関係) 公共物使用許可申請書
- 様式第2号(第2条関係) 公共物使用許可書
- 様式第3号(第3条関係) 住所等変更届
- 様式第4号(第6条関係) 使用料減免申請書
- 様式第5号(第7条関係) 継続使用許可申請書
- 様式第6号(第8条関係) 使用終了届
- 様式第7号(第9条関係) 地位承継届
- 様式第8号(第10条関係) 権利譲渡承認申請書
- 様式第9号(第11条関係) 土地境界確定協議書
- 様式第10号(第12条関係) 土地境界確定申請書
- 様式第11号(第12条関係) 隣接土地所有者一覧表
- 様式第12号(第14条関係) 境界立会復命書
- 様式第13号(第16条関係) 公共物との境界確定について(通知)
- 様式第14号(第18条関係) 境界確定処理台帳
- 様式第15号(第19条関係) 境界確定証明書交付申請書
- 様式第16号(第19条関係) 公共物境界確定証明書
- 様式第17号(第22条関係) 身分証明書

公共物使用料金(使用目的別)

平成18年3月27日現在

(参考資料3)

使用目的	単位	新条例	旧条例						
			旧市 1級地/2級地	河北	河南	桃生	雄勝	北上	牡鹿
通路(所有地への乗り入れ)	m <sup>2</sup> /年	100円	420円/250円	75円	610円 213円	110円	—	75円	—
通路橋(所有地への乗り入れ)	m <sup>2</sup> /年	170円	420円/250円	75円	—	—	—	75円	—
畑	m <sup>2</sup> /年	5円	—	6円	—	—	—	—	—
住宅用駐車場(車庫)	m <sup>2</sup> /年	1320円	750円/450円	—	—	110円	—	—	—
住宅用敷地(宅地)	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	150円	—	150円	—	—	—
廃車置場	m <sup>2</sup> /年	170円	—	—	—	110円	—	—	—
福利厚生施設	m <sup>2</sup> /年	170円	—	—	—	110円	—	—	—
事業用敷地(盛土)	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	150円	1075円	110円	—	150円	—
事業用敷地(駐車場)	m <sup>2</sup> /年	1320円	750円/450円	150円	—	110円	—	150円	—
事業用敷地(建物)	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	150円	—	110円	—	150円	—
ポンプ室	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	—	—	—	—	—	—
物置(倉庫、農業用倉庫)	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	150円	—	—	—	—	—
渡り廊下及び敷地内通路	m <sup>2</sup> /年	170円	—	—	—	—	—	75円	90円
堆肥舎	m <sup>2</sup> /年	170円	—	—	—	—	—	150円	—
インバート樹	m <sup>2</sup> /年	170円	420円/250円	—	—	—	—	—	—
鉄塔	m <sup>2</sup> /年	170円	750円/450円	—	—	—	—	—	—
避難用非常階段	m <sup>2</sup> /年	170円	420円/250円	—	—	—	—	—	—
看板	m <sup>2</sup> /年	1100円	3700円/2200円	—	—	2125円	—	—	—
架空線(ケーブル・上空線類)	m/年	7円	—	7円	—	—	—	—	—
V/S側溝	m <sup>2</sup> /年	170円	—	—	610円	—	—	—	—
資材置場	m <sup>2</sup> /年	1320円	750円/450円	150円	—	110円	—	150円	—
汚水管、送油管、海水汲み上げ管	m/年	外径別	外径別	外径別	—	—	—	—	外径別
バルブボックス	m/年	外径別	外径別	—	—	—	—	—	—

※今後新規で申請があった場合に条例及び今回作成した使用目的別料金表の例にあてはまらない物件は、本庁道路課と協議すること。

○駐車場・資材置場については、条例のm<sup>2</sup>/月 110円(上記は年単位に設定したので1,320円)

(参考資料4)

○石巻市行政手続条例 (抜粋)

平成17年4月1日

条例第17号

(審査基準)

- 第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
  - 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。